

学校いじめ防止基本方針(行動計画)

安芸市立赤野小学校

令和 5 年 4 月 改訂版

I いじめについての基本的な考え方

いじめの定義	「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条)※判断行為…表面的・形式的でなくいじめられた児童の立場に立つこと。「心身の苦痛を感じているもの」の要件に限定しない解釈。
学校の現状と課題	本校は、人権教育目標を「人とのつながりの中で、人権感覚を養い、社会や生活を見つめながら、主体的に行動することができる。」と設定し、教育活動全体を通じて、全校で一人ひとりの人権を大切にすることを取組んでいる。複式授業では、互いの考えを聴き合い、関わり合うことで、自己存在感を大切に学習の風土がつけられているが、自分の考えを上手に友だちに伝えられなかったり、軽率な言動で相手を傷つけることもある。学校生活アンケートやQ-Uアンケート、毎日の日記等の取組で、児童の様子の変化を全教職員が共有することが必要となる。いじめに対する児童の認知やその対応について、教職員で研修を重ね、共通理解してきた。対象と成り得る児童がいる場合は、早期発見・早期解消のために組織的な対応が必要となる。人権教育担当・管理職・担任を主体として事実関係の把握、個人や集団への対応、保護者や関係機関との協力体制等、いじめられた側の気持ちに寄り添った対応を進める必要がある。現状では「学校生活アンケート」や「Q-U」において、不安を抱えている児童が数名いるが、話を聞きながらその都度対応してきており、解消されたと判断した後も見守りを継続する。
学校の基本的な認識	(1) いじめ防止等の対策により、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。 (2) いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。 (3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域などがそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動するようにする。
いじめ防止等に向かう学校の姿勢	(1)いじめの防止 いじめは、どの子どもにも起こりうることを踏まえ、根本的ないじめ問題の克服のため、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。すべての児童に「いじめは決して許されないこと」の理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、背景となるストレス等の要因に着目する。 (2)いじめの早期発見 いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、すべての大人が連携し、児童の些細な変化に気付くことが必要である。周囲から把握されにくい時間や場所、遊びやふざけ合いを装って行われたり等、大人が気付けない・判断しにくい場合が多く、いかなる兆候もいじめの可能性を視座に置いた物事の捉えが必要である。そのため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知、関係機関との連携等で、児童がいじめを訴えやすい体制を整えたとともに、家庭、地域と連携して児童を見守る体制を整えていく。 (3)いじめへの対応 いじめを確認した場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して、事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うための体制整備が必要となる。 (4)家庭や地域、関係機関との連携 社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域関係機関との連携が必要である。学校運営協議会やPTA・関係団体等といじめの問題について協議する機会を設ける等、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進する。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるよう、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

II いじめを「未然に防止」するための年間計画

目的【例】	具体的な取組	実施時期												検証 (○△×等)					
		通年	学年始	4月	5月	6月	7月	夏季休	9月	10月	11月	12月	冬季休		1月	2月	3月	学年末	
と学校で・教職員組合の責と務	1 全ての子どもが参加・活躍できるための授業改善	学級経営の充実 教職員の道徳・人権公開授業 研究授業の実施と分析	○																
	2 教職員自身の人権感覚の向上のための校内研修	いじめに係る共通理解 校内研修の実施・評価 発達に課題のある児童の共通理解		○				○						○					
	3 いじめを予防する相談体制の整備	教育相談の実施 Q-U・いじめアンケートの実施 校内支援会の中で認知確認と対応								○						○			
と児童(生徒)組むへの指導	1 人とかかわることの喜びや大切さに気づかせる指導	社会体験や生活体験を学ばせる取組 異学年交流 集会や委員会活動等の取組			○	○	○			○	○			○					
	2 「いじめ」について学ばせる計画的指導	道徳・学級活動等をととした常時指導 リーフレット・メッセージ集等を活用した学習 外部講師による講演会や授業 児童会による自主的活動の支援 全校集会や学年集会での呼びかけ					○				○				○				
	3 自己有用感や自尊感情を高める指導	ボイスシャワー等の実践 人権学習・読書活動等の充実 委員会活動(常時的・季節的)の充実		○															
と連携者(地域)等と	1 子どもたちが肯定的に認められる地域との関係づくり	地域行事への積極的参画 児童の自主的活動への支援要請																	
	2 家庭・地域からの情報を受けやすい体制づくり	HP・学校通信等での呼びかけ 見守り隊等、地域団体との連携		○															
	3 いじめ防止の重要性についての広報・啓発(インターネットいじめを含む)	HP・学校通信等での呼びかけ 地域講演会・学習会等の開催			○		○				○					○			

III いじめを「早期発見」「早期解決」するための方策

	目的	具体的な取組	検証
ア 早期発見のために	1 小さな変化や兆候に気づく	いじめは、いつ・どこでも・だれにでも起こりうるものとして、児童のようすをしっかりと観察し、把握に努める。 個々の教職員で個別に判断することなく、気になる変化は記録ですばやく情報共有し、複数の視点で観察を継続する。 気になる児童への積極的な働きかけを行う。誰にでも相談できることを伝え、安心感を持たせる。	
	2 気づいた情報を確実に共有する	児童支援担当が集約し、情報の一元化を図る。(必要に応じ校内支援会を開催する) いじめ問題に取り組むための校内組織に遅滞なく情報を上げ、関係者からの情報を求めていく。 いじめの可能性を安易に否定することなく、常に事案発生事態を念頭におき観察を継続する。	
	3 家庭・地域と連携した見守りをする	日頃から学級・学校通信等を活用し、開かれた学級・学校づくりに努め、家庭からの情報を受けやすい体制を整える。 PTA・学校運営協議会・地域ボランティア等と連携を深め、情報を受けやすい体制を整える。 ポスターや相談カード等で、学校外の相談窓口の所在を、児童や保護者に周知する。	
イ 早期解決のために	1 組織で対応する	解決のための責任の主体を組織に置く。教職員個人の責任や判断のみで対応しない。 当該事案の解決のために最も有効となる役割分担を行い、迅速な対応を行う。 事実関係を早期に把握するための調査を行う。被害-加害の二者関係でなく、構造的に問題を捉える。	
	2 児童(生徒)へのケア・指導としてやるべきこと	いじめられている児童の安全を最優先に考え、状況を把握し、本人や保護者の気持ちに寄り添った対応をする。 いじめた子には、「いじめは許されない」という毅然とした姿勢を持つと同時に、育成的な指導に努める。 いじめの全体像を正確に把握し、必要に応じて当該児童等の属する集団への指導を適切に行う。	
	3 家庭・関係機関と連携して取り組むこと	いじめ問題が起きた際は、家庭との連携をより密にし、学校の指導方針等を伝え、協力を求める。 家庭での様子や、交友関係等についての情報を提供してもらい、指導に生かす。 子どもや保護者の状況に応じて、相談機関等の活用も勧める。	

IV いじめ問題に取り組むための校内組織(いじめ防止・対策委員会)いじめ防止対策推進法第22条に基づき

ア 目的 「いじめ防止・対策委員会」を設置して、いじめの未然防止・早期発見への取組について協議し、今後の方策を決定する。	
イ 構成メンバー 管理職・生徒指導担当・不登校担当・学校運営協議会長により組織する。	
ウ いじめ防止・対策委員会 年間活動計画(学期1回以上 随時 開催)	エ いじめが疑われる事案が生じた場合は、校長の判断により、対応チームを編成し、組織的な対応で迅速な解決を図る。 必要に応じて、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関、スクールカウンセラー、SSW等との連携を図る。 ○対応チームの編成 * 事案に応じて、柔軟に編成する。 ○対応方針の決定・役割分担 (1)情報の整理 (2)対応方針(児童、保護者、関係機関との連携) (3)役割分担 ○事実の究明と支援・指導 ○いじめの被害者、加害者、周囲の児童生徒への指導 ○保護者への説明と取組への連携協力を図る。 ↓ 市教委への報告の徹底
通年 いじめ防止・対策委員会の定期的な開催(情報交換等を含む) いじめの相談・通報の窓口としての役割 外部関係機関との連携のための連絡・調整	
1 学期 年間指導計画の作成 教職員研修の計画 配慮の必要な児童についての情報交換と共通理解 Q-U・学校生活アンケートの実施と分析 いじめ防止プログラムの実施	
夏季休 2学期以降の活動の見直し 配慮の必要な児童についての情報交換と共通理解	
2 学期 いじめ問題への取組みについて、保護者・地域への発信・啓発 人権教育参観日の内容について協議・見直し 学校生活アンケートの実施と分析 いじめ防止プログラム・学校評価の実施	
3 学期 アンケート等集計・分析 年間指導計画の集約・見直し 保小中連携のための情報交換・次年度学年への引継ぎ情報の作成	

V 方針や取組の検証と評価について

いじめ防止法34条の規定により、いじめの事実が隠蔽されず、実態の把握及び措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止する取組等に対して評価を行う。
重点に評価する内容は以下の3点である。
①いじめの防止及び早期発見の取組状況、②いじめへの対処の取組状況、③組織的体制の機能と組織的取組の状況